

写

栃労発基 1202 第 2 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 日

各関係団体の長 殿

栃木労働局長

平成 2 8 年度「年末年始無災害運動」の実施について（協力要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運動につきましては、年末年始の時期に多発傾向にある労働災害の防止を目的に、厚生労働省の後援のもと、中央労働災害防止協会の主唱により、平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日から平成 2 9 年 1 月 1 5 日を実施期間として展開されます。

御承知のとおり、年末年始は慌ただしい時期であり、日常生活リズムも変わりやすく、産業の現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の立ち上げ・調整作業など非定常作業が多くなることから、各事業場や職場では、労働災害とりわけ死亡労働災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、特別な配慮が必要となります。

当局では、「年末年始無災害運動実施要綱」（別添）に基づき、本運動を実施いたしますので、貴職におかれましては、傘下会員事業場等に対して周知を図るとともに、労働災害防止のための積極的な取組みを展開していただきますようお願いいたします。

なお、本要綱については、当局ホームページにも掲載していることを申し添えます。

「年末年始無災害運動」実施要綱

(平成28年12月15日から平成29年1月15日)

栃木労働局

各労働基準監督署

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、本年10月末現在1,373人と前年同時比で0.7%増加している。

特に、死亡労働災害は、前年同期比で1人増加し16名の尊い命が奪われるといった誠に遺憾な状況にある。

平成28年は、災害の種類の中で一番発生が多い「転倒」災害の防止対策と死亡等重篤な災害に直結しやすい「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故」等による労働災害の防止対策を重点に取組みを強化してきたが、労働災害の増加傾向に歯止めをかけるまでには至っていない。

さらに、年末年始を迎えるに当たり、労働災害の増加、とりわけ死亡労働災害や一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生、路面等の凍結による転倒災害の増加などが懸念されることから、労働災害防止の一層の強化が必要となる。

これらの状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 実施期間

平成28年12月15日～平成29年1月15日

3 運動スローガン

『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』

(中央労働災害防止協会スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害の撲滅
- (2) 転倒災害の撲滅
- (3) 墜落・転落災害の撲滅
- (4) はさまれ・巻き込まれ災害の撲滅
- (5) 交通労働災害の撲滅

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) リーフレットの作成・配布、広報の実施
- (3) 各種会合等における周知徹底
- (4) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情にあった無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動、ヒヤリハット活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (4) 墜落・転落災害防止対策の徹底
- (5) 転倒災害防止対策の徹底
- (6) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (7) 交通ルールの遵守及び交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (8) 昨年度の関東・東北豪雨及び本年度の台風等による被害に係る復旧工事等における労働災害防止対策
- (9) 非定常作業における災害防止対策の作成及び見直し
- (10) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (11) 安全衛生パトロールの実施
- (12) 火気の点検・確認等火気管理の徹底
- (13) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施に向けた環境整備・化学物質管理の徹底
- (15) 腰痛予防・受動喫煙防止の対策の推進
- (16) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (17) 安全衛生旗の掲揚及び年未年始無災害運動ポスター・のぼり等の掲示
- (18) その他、各労働基準監督署で進める運動等への積極的な参加・実践